

只木ゼミ前期第6問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 2 頁 1 行目以下で「なぜなら違法性の本質が、刑法典が保護する利益(法益)を侵害することにあると解すれば、各条文の保護法益から違法性を阻却するかを判断すべきである。」とあるが、違法性の本質を法益侵害にのみ求めるのは何故か。また、具体的にどのように判断するのが妥当なのか。
- 10 2. 弁護レジュメ 2 頁 17 行目以下で「これは生命侵害への同意を無効とする 202 条の延長線上において」とあるが、これは 202 条を「類推」して適用するということなのか。
- 15 3. 弁護レジュメ 1 頁 27 行目以下で「他方、刑法が同意殺人の未遂を処罰していることは、同意があるにもかかわらず、生命に危険の及ぶような重大な傷害は自己決定権によりカバーされないとする考え方を導き出すことができる」とあるが、検察側が検察レジュメ 3 頁 24 行目以下で生命危険説と重傷害説の批判として挙げている事柄を全面不可罰説の批判にあてているのはなぜか。

以上